

小児慢性特定疾病指定医療機関の申請手続きについて

指定医療機関について

- 小児慢性特定疾病医療費助成制度では、指定を受けた医療機関等（指定医療機関）が行う医療に限り、小児慢性特定疾病患者の方が助成を受けることができます。
- 越谷市内の診療所、薬局、訪問看護ステーションで、小児慢性特定疾病の公費請求を行う場合には越谷市保健所へ申請が必要です。各医療機関の所在地を管轄する保健所が窓口となります。

指定医療機関の要件・責務

【要件】（児童福祉法第19条の9）

- 「保健医療機関」「保険薬局」「健康保険法に規定する指定訪問看護事業者」であること。
- 法第19条の9第2項で定める欠格事項に該当していないこと。

【責務】（児童福祉法第19条の11、第19条の12、第19条の13）

- 指定医療機関の診療方針は健康保険の診療方針の例によるほか、指定医療機関は、小児慢性特定疾病医療費助成に関し、良質かつ適切な医療を行わなければならない。
- 指定医療機関は、小児慢性特定疾病医療費助成に係る医療の実施に関し、市長の指導を受けなければならない。

指定医療機関の申請手続き等

- 「役員」となる対象者について
各法人、会社の定款（財団の場合は寄付行為）の「役員」等に定められた方及び申請する医療機関の管理者を記載してください。常勤、非常勤にかかわらず全ての方を記載してください。
一般的には次のような役職が定められているケースが多いと思われます。
医療法人の場合・・・理事長、理事、監事、
株式会社（薬局の開設者等）の場合
・・・代表取締役、取締役、会計参与、監査役、執行役（執行役員は含みません）、理事、監事
- 指定期間について
原則として申請日の翌月1日から6年間の指定となります。ただし、新規開設の場合は開設日に遡り指定します。指定受診者・利用者の都合等で早期の指定を希望される場合はご相談ください。
- 医療機関コードについて
医療機関コードが未定の場合は空欄で提出することができますが、指定手続きは医療機関コードの判明後となります。医療機関コードが判明次第ご連絡ください。
- 申請方法
提出書類：小児慢性特定疾病医療機関指定申請書
提出方法：越谷市保健所感染症保健対策課へ持参、郵送、越谷市電子申請にて提出してください
（提出先）〒343-0851 越谷市東越谷10-81 越谷市保健所 感染症保健対策課
- 【留意事項】
 - 指定後、越谷市から申請者宛に指定通知を送付します。
 - 指定を行った医療機関等の名称、所在地等を市ホームページにて公表します。

変更・更新について

- 以下の場合は変更届出書の提出が必要です
 - ・医療機関名称の変更
 - ・医療機関所在地（郵便番号を含む）の変更
 - ・医療機関コードの変更
 - ・医療機関電話番号の変更
 - ・開設者名称の変更
 - ・開設者所在地（郵便番号を含む）の変更
 - ・開設者電話番号の変更
 - ・代表者の変更（氏名・役職）
 - ・役員の変更（氏名・役職）
- ※変更届出書に対して、変更内容を反映させた指定書の発行は原則行いません。交付されている指定書が有効期限まで有効となります。
- 更新の手続き
有効期限の終了までに更新申請書（指定申請書と同じ）を提出してください。

指定小児慢性特定疾病医療機関指定申請書(新規・更新)

年 月 日

越谷市長 宛

開設者・事業者の代表者

医療機関を開設している法人
(開設者が個人の場合はその
個人)の情報を記載

住所又は所在地 〒000-0000 ○○市○○町○○—○

氏名又は名称 医療法人○○会 理事長○○ ○○

電話番号 ○○○-○○○-○○○○

児童福祉法第19条の9第1項の規定により、指定小児慢性特定疾病医療機関の指定(指定の更新)を受けたいので次のとおり申請します。また、申請に当たり、同条第2項各号のいずれにも該当しないことを誓約します。

該当する医療機関の種別に○

保険医療機関等 (該当するものに○を付すこと。)	病院 <input checked="" type="radio"/> 診療所 <input checked="" type="radio"/> 薬局 <input type="radio"/> 指定訪問看護事業者 <input type="radio"/>	
名称	医療法人○○会 ○○クリニック	
所在地	〒000-0000 越谷市○○町○○-○○○○	
電話番号	000-0000-0000	
医療機関コード	0800000	
標ぼうしている診療科名 (病院・診療所のみ記載)	内科 小児科	
役員の氏名及び職名	氏名	職名
	各法人、会社の定款(財団の場合は寄付行為)の「役員」等に定められた方及び申請する医療機関の管理者を記載してください。役員氏名及び職名については別紙にて提出することも可能です	

指定を受ける
医療機関の情
報を記載

※医療機関コードが未定の場合
は空欄で提出できますが、
申請の手続きは医療機関コ
ード判明後となります。コード
決定次第ご連絡ください。

注 「開設者・事業者の代表者」について、指定訪問看護事業者にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに当該事業者の代表者の住所及び氏名を記入すること。

(誓約項目) 児童福祉法第19条の9第2項

- 1 第1号関係 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。
- 2 第2号関係 申請者が、児童福祉法その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律（医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、医療法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、生活保護法、社会福祉法、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、薬剤師法、老人福祉法、社会福祉士及び介護福祉士法、介護保険法、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律、児童虐待の防止等に関する法律、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律、子ども・子育て支援法、制再生医療等の安全性の確保等に関する法律、難病の患者に対する医療等に関する法律）で定める規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。
- 3 第3号関係 申請者が、労働に関する法律の規定（①労働基準法第117条、第118条第1項（同法第6条及び第56条の規定に係る部分に限る。）、第119条（同法第16条、第17条、第18条第1項及び第37条の規定に係る部分に限る。）及び第120条（同法第18条第7項及び第23条から第27条までの規定に係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第121条の規定（これらの規定が労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第44条（第4項を除く。）の規定により適用される場合を含む。）、②最低賃金法第40条の規定及び同条の規定に係る同法第42条の規定、③賃金の支払の確保等に関する法律第18条の規定及び同条の規定に係る同法第20条の規定）により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。
- 4 第4号関係 申請者が、児童福祉法の規定により指定医療機関の指定を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過していない（同号のただし書きに該当する場合を除く。）。
 - (1) 指定を取り消された者が法人である場合
取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日
前60日以内に法人の役員又は医療機関の管理者（以下「役員等」という。）であった者で、取消
しの日から起算して5年を経過しないものを含む。
 - (2) 指定を取り消された者が法人でない場合
取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日
前60日以内に当該者の管理
者であった者で取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。
- 5 第5号関係 申請者が、児童福祉法の規定により指定医療機関の指定の取消しの処分に係る行政
手続法第15条の規定による通知日から処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間
に指定医療機関の指定の辞退の申出をした者（指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）
で、申出の日から起算して5年を経過していない。
- 6 第6号関係 申請者が児童福祉法の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日までの間に
指定医療機関の指定の辞退の申出をした者（指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、
申出の日から起算して5年を経過していない。
- 7 第7号関係 第5号に規定する期間内に指定医療機関の指定の辞退の申出があった場合におい
て、申請者が、第4号の通知の日前60日以内にその申出に係る法人（指定の辞退について相当の
理由がある法人を除く。）の役員等又はその申出に係る法人でない者（当該指定の辞退について相
当の理由がある者を除く。）の管理者であった者で、申出の日から起算して5年を経過していない。
- 8 第8号関係 申請者が、指定の申請前5年以内に特定医療に関し不正又は著しく不当な行為をし
た。
- 9 第9号関係 申請者が、法人で、その役員等のうちに第1号から第8号までのいずれかに該当す
る。
- 10 第10号関係 申請者が、法人でない者で、その管理者が第1号から第8号までのいずれかに該当
する。